

					大 和 市	流 山 市	和 光 市	高 浜 市
		(仮称)岩倉市市民参加条例(住民投票を含む)						
第 1 章 総則								
1	目的	<p>(目的)</p> <p>第◆条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号。以下「自治基本条例」という。）第10条第4項及び第12条第2項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民主体の自治の推進を図ることを目的とします。</p>	○	○	○			未 規 定
2	定義	<p>(定義)</p> <p>第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。</p> <p>(2) アンケート 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。</p> <p>(3) 意見交換会 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を直接聴く必要がある場合において、市民と執行機関及び市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。</p> <p>(4) 公聴会 執行機関が政策形成等に当たり、その案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。</p> <p>(5) 市民討議会 執行機関が政策形成等に当たり、幅広い潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、無作為抽出により市民を選出し、参加者に対し謝礼を支払うことにより開催する集まりをいいます。</p> <p>(6) パブリックコメント手続 執行機関が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。</p> <p>(7) 政策提案制度 市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方を公表する一連の制度をいいます。</p> <p>(8) 市民登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、あらかじめ登録した市民から、審議会等の委員を登用する制度をいいます。</p>	○	○	○			

3	基本原則		○	○	▲
4	市民の責務		○	▲	○
5	執行機関の責務		○	○	○
6	議会の役割		▲	○	○

第2章 市民参加の手續

7	<p>市民参加の手續の対象</p> <p>(市民参加の手續の対象)</p> <p>第●条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければなりません。</p> <p>(1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(5) 行政評価</p> <p>除外規定</p> <p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手續の対象としないことができます。</p> <p>(1) 軽易なもの</p> <p>(2) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手續の結果を反映しがたいもの</p> <p>(4) 法令の規定により別に市民参加の手續と同様の手續について定められているもの</p> <p>(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>(6) 執行機関等の権限に属さないもの</p> <p>3 執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手續の対象とすることができます。</p>				
8	<p>市民参加の手續の方法等</p> <p>(市民参加の手續の方法)</p> <p>第●条 執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手續を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。</p> <p>(1) 審議会等の設置</p> <p>(2) アンケートの実施</p> <p>(3) 意見交換会等（意見交換会、公聴会、市民討議会をいう。）の開催</p> <p>(4) パブリックコメント手續の実施</p> <p>2 市民以外の者が当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、市民参加の手續を行うよう努めるものとします。</p>				

13	公聴会の開催	<p>(公聴会の開催)</p> <p>第●条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、事前に次の事項を公表しなければなりません。</p> <p>(1) 公聴会の開催の日時及び場所</p> <p>(2) 政策等の案及び案に関する資料</p> <p>(3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲</p> <p>(4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表しなければなりません。</p> <p>3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。</p> <p>4 公聴会の議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市長に報告しなければなりません。</p> <p>5 執行機関は、公聴会が終了したときは、前項の規定により報告された記録を非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。</p>	▲	○	○
14	公述人		▲	○	▲
15	市民討議会の開催	<p>(市民討議会の開催)</p> <p>第●条 執行機関は市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽出した市民に対し、参加依頼を行い、参加者を募集します。抽出に当たり、対象とするのは満18歳以上の者としします。</p> <p>2 市民討議会の参加者に対しては、謝礼を支払うこととしします。</p> <p>3 執行機関は、市民討議会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。</p> <p>4 執行機関は、市民討議会を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。</p> <p>5 執行機関は、市民討議会で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければなりません。</p>	▲	▲	▲
16	パブリックコメントの実施	<p>(パブリックコメント手続の実施)</p> <p>第●条 執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。</p> <p>(1) 対象事項の案及び当該案に関する資料</p> <p>(2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景</p> <p>(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限</p> <p>(4) その他執行機関が必要と認める事項</p> <p>(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)</p> <p>第●条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとしします。</p> <p>(1) 郵便等</p> <p>(2) ファクシミリ</p> <p>(3) 電子メール</p>	○	○	○

		<p>(4) 執行機関が指定する場所への書面の持参</p> <p>(5) その他執行機関が必要と認める方法</p> <p>2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、執行機関は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。</p> <p>3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。</p> <p>4 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して、対象事項についての意思決定を行わなければなりません。</p> <p>5 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければなりません。</p> <p>(1) 対象事項の題名</p> <p>(2) 対象事項の案の公表の日</p> <p>(3) 提出された意見又は提出された意見の概要</p> <p>(4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由</p>			
17	政策提案手続	<p>(政策提案手続)</p> <p>第●条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができます。</p> <p>2 執行機関は、政策提案手続により提案を求めようとするときは、次の事項を事前に公表しなければなりません。</p> <p>(1) 提案を求める政策の目的</p> <p>(2) 提案することができるものの範囲</p> <p>(3) 提案方法及び提出期間</p> <p>(4) その他提案に関して必要な事項</p> <p>3 執行機関は、提案のあった政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、非公開情報を除き公表しなければなりません。</p>	○	○	○
18	市民登録制度	<p>(市民登録制度)</p> <p>第●条 市長は、審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。</p> <p>2 市長は、登録された市民を審議会等の委員に、公募とは別に、選任するよう努めるものとします。</p>	○	▲	▲

第3章 住民投票

19	対象	<p>(住民投票に付することができる事項)</p> <p>第●条 住民投票に付することができる事項は、(岩倉市市民参加条例「市民参加の手続の対象」) 第●条第1項のうち他市との合併等、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項を除きます。</p> <p>(1) (岩倉市市民参加条例「市民参加の手続の対象」) 第●条第1項第5号に規定する事項</p> <p>(2) 法令の規定により住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 執行機関の組織、人事及び財務に関する事項</p>	○	▲	○
----	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	---

		(4) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項			
20	住民投票の請求及び発議	(住民投票の請求及び発議) 第●条 年齢満18歳以上の住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。 3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の実施を議員提案された場合においては、その可否を議決しなければなりません。 4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が年齢満18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。 6 市長は、自ら住民投票を発議することができます。	○	○	○
21	住民投票の形式	(住民投票の形式) 第●条 第●条に規定する住民請求、議会請求又は市長発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければなりません。	○	▲	○
22	住民投票の執行		○	○	○
23	選挙管理委員会の事務		○	▲	○
24	投票資格者	(投票資格者) 第●条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有するものとします。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票における投票の資格を有しません。 (1) 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「公選法等規定」という。)により選挙権を有しない者 (2) 前項に規定する者のうち年齢満18歳以上20歳未満の者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして公選法等規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者	○	○	○
25	代表者証明所の交付等		▲	▲	○
26	投票資格者名簿の調製		○	▲	○
27	被登録資格		▲	▲	○
28	登録		▲	▲	○

29	住民投票の請求に必要な署名数の告示		○	▲	○
30	住民投票の期日		○	▲	○
31	投票所等		○	▲	○
32	投票資格者でない者の投票		○	▲	○
33	投票の方法		○	▲	○
34	投票所における投票		○	▲	○
35	期日前投票等		○	▲	○
36	無効投票		○	▲	○
37	情報の提供	(情報の提供) 第●条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければなりません。 2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に努めるものとします。	○	▲	○
38	投票運動	(投票運動) 第●条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。	○	▲	○
39	投票結果の告示等		○	▲	○
40	投票結果の尊重	(投票結果の尊重) 第●条 議会及び市長は、投票資格者に占める有効投票総数の割合を考慮した上で、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	○	○	○
41	市民請求等の制限期間	(再請求の制限期間) 第●条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから3年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票を行うことはできません。	○	▲	○
42	投票及び開票		○	▲	○

第4章 協働

43	協働を進める上での基本原則	(協働を進める上での基本原則) 第●条 市民及び執行機関は、協働を進める際には、以下の原則に従うものとします。 (1) 補完性の原則 それぞれの役割や責任を明確にし、互いに補完します。 (2) 相互理解の原則 互いの立場や特性の違いを理解し、尊重します。			
----	----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

		(3) 目的・目標共有の原則 目的と目標を共有し、その達成に努めます。 (4) 対等性の原則 互いの主体性を認め合い、対等なパートナーとして取り組みます。 (5) 公開性の原則 事業の経過や結果等の情報の公開に努め、透明性を確保します。 (6) 自主・自立の原則 自主性を持ち、かつ自立して活動に取り組みます。				
44	協働の取組	(協働の取組) 第●条 市民及び執行機関は、市政における政策の形成、執行及び評価を行う場合には、協働により取り組むものとします。 2 協働事業が行われた場合には、その経過、決算、結果等の情報を公表するものとします。 3 協働事業は、事業協力、事業共催などの他、行政から市民への補助及び助成並びに後援及び事業委託など多様な形態があります。				
45	市民活動への助成金					
46	中間支援組織					
47	情報共有					
第5章 その他						
48	第三者機関	(審議会による検証等) 第●条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証等は、岩倉市自治基本条例に基づき設置される岩倉市自治基本条例審議会により行うものとします。	○	○	○	
49	条例の見直し		○	○	○	○